

次期尾張旭市教育振興基本計画策定の考え方

令和4年4月18日 教育政策課

1 教育振興基本計画策定の趣旨

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体は、国が定める基本的な計画（教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じた教育振興施策の基本的な計画を策定するよう努めなければならないとされています。

本市では、この規定に基づき、今後10年間の教育に関する施策展開の基本的な計画を明らかにするものとして、平成25年度に「尾張旭市教育振興基本計画」を策定しました。また、平成27年4月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会制度が大幅に見直され、地域の民意を代表する首長との連携強化を目的とした総合教育会議の設置や、今後進めるべき教育分野の方向性を明らかにするための教育大綱の策定が規定されるなどの制度改正や教育環境の変化を踏まえ、平成30年度には、同計画の改訂版を策定しました。

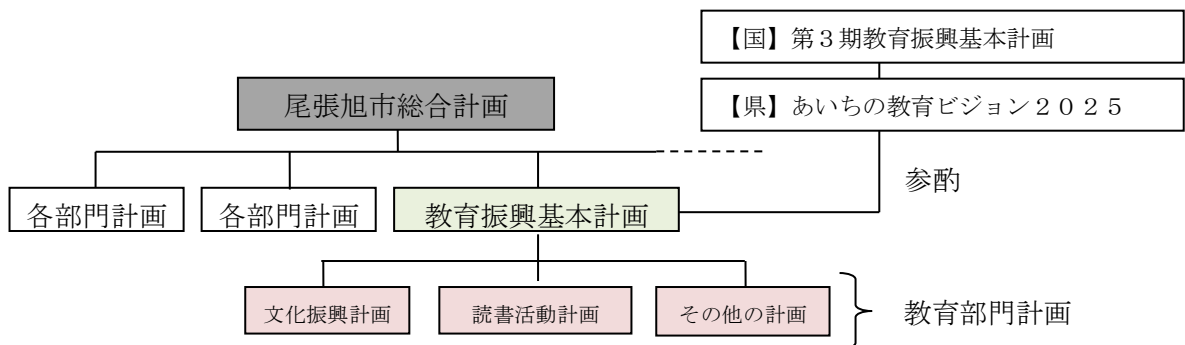
現在、国においては、平成30年度から令和4年度を計画期間とする「第3期教育振興基本計画」に基づき、また、愛知県においては、令和3年度から令和7年度を計画期間とする「あいちの教育ビジョン2025 -第四次愛知県教育振興基本計画-」に基づき、取り組みが進められています。

今回、尾張旭市教育振興基本計画の計画期間が令和5年度で終了することから、引き続き計画的に取り組みを進めるため、同時期に策定を予定している市の最上位計画である第六次総合計画を踏まえた「次期尾張旭市教育振興基本計画」を策定することとします。

2 計画の位置付け

教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育振興基本計画として位置付けるとともに、策定に当たっては、国の「第3期教育振興基本計画」及び愛知県の「あいちの教育ビジョン2025 -第四次愛知県教育振興基本計画-」を参酌するものとします。

また、尾張旭市総合計画を上位計画とする教育分野におけるより具体化した計画として位置付けるとともに、教育分野の個別計画（文化振興計画や子ども読書活動推進計画など）との連携を図ります。



3 計画期間

尾張旭市総合計画との整合性を図るため、第六次総合計画の計画期間と同じ、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とします。

なお、計画策定時からの制度改正や社会環境の変化に対応するため、策定後5年を目途として必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

4 策定方法

令和4、5年度の2か年で策定するものとします。

策定に当たっては、令和4年度に実施する策定基礎調査の内容に基づき、教育委員会、学校及び市長部局の職員による策定会議及び策定作業部会を設置し、原案を作成します。

令和5年度に教育委員会から尾張旭の教育を考える協議会(附属機関)に諮問を行い、同協議会による協議の後、教育委員会に協議し、議決後成案とします。

5 策定の骨子

教育分野の総合的な計画として、概ね以下の項目による計画とします。

- (1) 計画策定に当たって(趣旨、位置付け、計画期間など)
- (2) 計画策定の基本的な考え方(現状分析、人口推計、課題、本市がめざす教育の姿<教育大綱>、今日的な取り組みなど)
- (3) 計画の体系(施策体系など)
- (4) 施策の展開(施策分野別の取り組み、重点的に取り組むことなど)
- (5) 計画推進のために(進行管理、関係機関との連携など)

6 策定体制

別紙のとおり

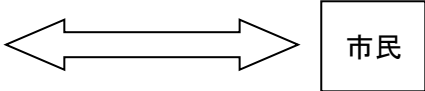
次期尾張旭市教育振興基本計画 策定体制図

尾張旭の教育を考える協議会
 教育委員会からの諮問に応じ、計画原案に関し、必要な事項を協議し、答申する。

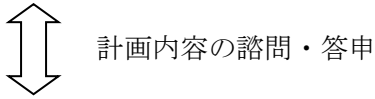
構成員

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者(公募市民)

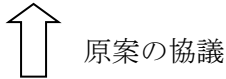
事務局
 教育政策課



パブリックコメントの実施による
 計画案に対する市民意見の公募。



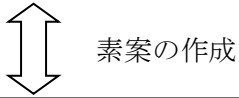
教育委員会
 原案を協議会に諮問。答申を受け、計画を議決。



教育振興基本計画策定会議
 各課作成の素案を基に、計画原案を作成。(事務局：教育政策課)

構成員

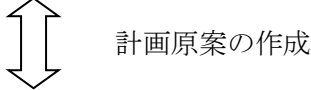
- (1) 各課課長(市長部局の職員を含む。)
- (2) 校長及び教頭の代表



教育振興基本計画策定作業部会
 各課作成の原稿を基に、計画素案を作成。(事務局：教育政策課)

構成員

- (1) 各課課長補佐及び係長級職員(市長部局職員含む。)
- (2) 教務主任、校務主任及び指導主事の代表



教育政策課	学校教育課	小中学校	学校給食センター	生涯学習課	図書館	文化スポーツ課
-------	-------	------	----------	-------	-----	---------

- ・ 主な個別分野作成課
- ・ 内容によって、市長部局の関係課にも作成を依頼
- ・ 総論部分は、教育政策課作成